# 九州 アグロ・イノベーション 2022

#### 第1条(出展資格)

- (1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、 「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者
- (2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う 者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致し ないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは 出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準 や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催 者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した 費用その他一切の責任を負いません。なお、次のよう な事例もこれに該当することになります。
- ①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などが あることが判明される場合
- ②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨 にそぐわないと判断される場合
- ③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争わ れ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすお それがあると判断される場合
- ④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれ までの展示会において苦情等が寄せられたことがあ る場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予
- ⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断され
- ⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合 (3)本展示会への出展申込みは以上のことを同意したもの とみなしますので、これに不同意の場合は本申込みを なされないよう十分ご留意ください。

- (1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前 に主催者の承諾を得た品目とします。
- (2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。 ①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
- ②引火性・爆発性または放射性危険物
- ③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのお それのある物
- ④裸火を使用する物 (ただし、所轄消防署の許可を受 けた場合を除く)
- ⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
- ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
- ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序 良俗に反する物
- (3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に 支障をきたすおそれがあると認められる物については、 出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制 または禁止させていただくことがあります。
- (4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条 (2) (3) により禁止された物もしくは規制された物を、 出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の 展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知し ますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、 当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従ってい ただきます。
- (5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場 合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該 出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払う とともに、主催者は、当該出展者の費用により、当 該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかる べき措置をとることができます。これにつき出展者 は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないもの とさせていただきます。
- ②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出 展申し込みをすることとし、将来この点についての **異議は一切受付けません。**

#### 第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主 催者主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、 実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

#### 第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2022年11月15日から同年11月16日まで の2日間とし、展示時間は午前9時30分から午後4時 30 分までとします。

#### 第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込)

1ブース:間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7m(約9㎡)

### 早期由込 由込締切日:2022年5月31日(火) 基礎プース単価(税抜) 消費税(10%) 基礎プース単価(税込) 会員\* ¥260,000- ¥26,000- ¥286,000-会員外 ¥300,000- ¥30,000- ¥330,000-

### ■ 由3 毎月口・2022年7日20日 (**会**)

	通常甲込 甲込締切日:2022年/月29日(金)				
		基礎ブース単価(税抜)	消費税(10%)	基礎ブース単価(税込)	
	会 員*	¥300,000-	¥30,000-	¥330,000-	
	会員外	¥340,000-	¥34,000-	¥374,000-	
	※「会員」とは-	※「会員」とは一般社団法人日本能率協会の法人会員をさします。			

※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用します。

#### ■出展ブース料に含まれるもの

- 1) 基本設備として基礎ブース (システムパネル仕様 ビ ニール仕上げの後壁、側壁)。
- 2) ポスター:公式ポスターを提供します。
- 3) 招待状:和文招待状、封筒のセットを提供します。 4) 電気工事:100V/300Wまでの一次側幹線工事。
- 5) ブース番号板
- 6) 会期中の会場警備全般 (搬入・搬出時含む)
- 7) 会期中の空調・照明 (搬入・搬出時含む)
- 8) 会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・搬出

### 9) 会場内装飾

- 10) 主催者による来場動員プロモーション
- 11) 来場者登録システム

#### 第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支 払い期限等については下記によります。

本規定表面の出展申込書、もしくは本展示会HPに掲載 のあるWEB申込ページから所要事項をご記入(入力) のうえ、郵送(登録)にてお申し込み下さい。なお、出 展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断り することがありますので、あらかじめご了承ください。

#### 〈出展申込み期限〉

早期申込: 2022年 5月31日(火) 通常申込:2022年 7月29日(金)

※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていた

# 〈出展申込み先〉

九州アグロ・イノベーション事務局

一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内 〒 105-8522 東京都港区芝公園 3-1-22

Tel:03 (3434) 3453 Fax:03 (3434) 8076

### 〈出展料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りします ので、指定口座までお振り込みください。また、振込手 数料は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取 り消させていただく場合もございますので、あらかじめ ご了承ください。

# 〈支払い期限〉

2022年8月31日(水)

## 第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という) の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を 発送した時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信 した時点とします。

#### 第8条 (出展物の管理)

- (1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブー ス内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管 理をしてください。
- (2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地 変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の指 傷その他出展物に関する一切の事故について、その青 任を負いません。

#### 第9条(事故等の防止及び青仟)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、 最善の注意を払い、事故、テロリズムの発生及び感染 症のまん延等(以下、「事故等」という)の防止に努め、 万一事故等が発生した場合の責任は、出展者において 負うものとします。

- (2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中 止・制限その他事故等防止のために必要な措置を取り、 あるいはこれを命ずることができ、出展者はこれに異 議なく応ずるものとします。
- (3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生し た事故等につき一切の責任を負いません。

#### 第10条(展示会開催の変更及び中止)

- (1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症の まん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえ ない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会 場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができ るものとします。
- (2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から 予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判 断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができる ものとします。
- (3) (1) および (2) の場合、主催者は、これによって生 じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を 負いません。
- (4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、 規模縮小または会場の移転とする決定をした場合で あっても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2 面開放権及びスマート装飾に関する費用など、出展ブー ス料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生し た費用、以下出展ブース料と併せて「出展料」という。) の全額を支払うものとし、既に支払った出展料につい ては返金しないものとします。
- (5)①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中止 する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同 決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った 出展者に限り、以下のア~ウから1つを選択すること

#### ア 同年度の類似展示会へ出展

- (ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止と なった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出 展者はその差額を支払う事とします。開催中止と なった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展 料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返
- 次年度の同じ展示会へ出展
- 出展料(税込)の70%を主催者より返金
- ②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択 をして、主催者に通知するものとします。
- ③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合 は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料 の返金が受けられなくなります。
- ④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示 会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出 展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に 支払うこととします。

#### 第11条(出展者による出展の取消)

- (1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解 約(申込みブース数の削減やオプションの取消・削減 を含む。以下、本条において同じ)は、主催者におい てこれを了承しない限り認めません。
- (2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部 または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者 は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなり

	x c 10 °	
	期限	キャンセル料
	各申込期限(早期・通常)の翌日から 下記該当日前日	税抜出展ブース料の50%
	出展者説明会開催日または出展者説明 会を実施しない展示会においては出展 ブースレイアウト発表日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの 全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到 達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一 部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展料」 とは、取消・解約される分に相当する税抜出展料の額とし

#### 第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要 とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への 入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手 続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負 いません。また、何らかの理由によりわが国に入国でき ないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催 者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなけれ ばなりません。

#### 第13条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

マリンメッセ福岡 B館

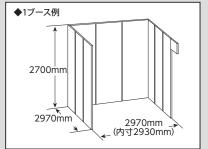
#### ②搬入期間

2022年11月14日(月)8:00~18:00(予定)

2022年11月16日(水)16:30~21:00(予定) ※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完 了してください。また、上記終了時間については 変更になる場合があります。詳細は「出展の手引」 をご確認ください。

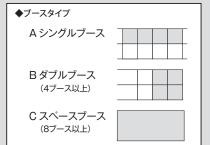
#### ④展示ブースの基本設備

a. 基礎ブース 基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル (シ ステムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施 工します。その他、展示ブース内の装飾 (展示台、棚等) は、出展者の負担となります。



#### . 標準ブース

(i)1 ブースは間口 2.97m× 奥行 2.97m× 高さ 2.7m とし、 これを単列または複列に配列します。ただし主催者は、 出展規模、展示物の状況等により変形ブースを設置す ることがあります。



- 注1) 3ブース以下は、シングルブースとなります。
- 注2) 4ブース以上はダブルブースが選択できます。
- 注3) 原則として8ブース以上はスペースブースの提供 が可能です。 ただし、スペースブースでご出展の場合、場所に制
- 限があります. (ii) 各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。 (システムパネル仕様・白ビニール仕上げ)
- (iii) 隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

# ⑤電気設備

1 ブースにつき単相 100V / 300W 容量までの電気供給 - 次側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹 線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上 の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出展 者の負担となります。

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者 の負担となります。

# 第14条 (諸経費の負担)

- (1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、 別に定める申込手続きを取り、供給会社等から請求を 受けた所定料金を支払うものとします。
- (2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展 者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対す る損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となり

#### 第15条 (出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定 を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意 し、変更後の新規定等を遵守することとします。

#### 第 16 条 (埜 l 事項)

出展者の次の行為を禁止します。

- ①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又 は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転 貸し、あるいは担保に供すること
- ②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺 に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること ただし、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。 ③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる
- 物品を搬入すること。 ④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・ パフォーマンス等)をすること
- ⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行 為をすること
- ⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及び これを目的とする出展(ただし、主催者が予め認めた ものは除く)。
- ⑦出展ブース内に宿泊すること。
- ⑧その他本出展規定において禁止された事項。

#### 第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出 展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除するこ とができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむっ たときは、出展者に対してその損害の賠償を請求するこ とができます。

- ①出展料金の全部又は一部を支払わない場合 ②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める
- 規定及び指示に従わない場合 ③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合
- ④出展ブースを使用しない場合 ⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、 破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があっ
- ⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
- ⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき ⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき ⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」や

# 指示に違反した場合 第18条 (原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を 問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従っ て出展ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること

- ただし、出展者が回復工事を行わないときは、主催者 においてこれを回復し、その費用は出展者が負担する ものとします。
- ②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残 置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分 することができるものとします。ただし、処分に要す る費用は出展者が負担するものとします。
- ③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、 名目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設 備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は 移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことは もちろん、出展ブース内に自己の費用をもって施設し た諸造作、設備等の買取りを主催者に請求することは できません。
- ④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さな いときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当 該出展ブース料 (ただし、日割計算による) の3倍相 当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明渡し 遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金と は別にその損害をも賠償いただきます。

# 第19条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞 した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延 損害金をお支払いいただきます。

#### 第20条(立ち入り点検)

- (1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、 防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あら かじめ出展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、 これを点検し、適宜の措置をとることができるものと します。ただし、非常の場合主催者があらかじめこの 旨を出展者に通知することができないときは事後の報 告をもって足りるものとします。
- (2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければ

#### 第 21 条 (出展の手引等)

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、 本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりま

#### 第22条 (ブース内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時 着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との 応対、出展物の管理にあたることとします。

#### 第 23 条 (マイク使用の禁止と音量規制)

- (1)マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出 展の手引」を参照)禁止します。
- (2)ブース内の AV 機器の音量や商品自体が発生する音量 は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル 以下とします。
- (3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

#### 第24条 (廃棄物の処理)

- (1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・ クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。
- (2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催 者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受 領後直ちにお支払いいただきます。

#### 第25条(装飾・施工)

(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを 禁止します。

- (2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。 (3)装飾物についての高さは「出展の手引」に記載のある 高さによります。ただし主催者が特別に許可した場合 においてはこの限りではありません。
- (4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない 限り、禁止します。
- (5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事 項を遵守するものとします。
- (6)出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主 催者から是正するよう通知されたにもかかわらず、出 展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者 の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取る ことができるものとし、出展者はこれにつき主催者に 対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととし

# 第26条(火災・盗難・その他の事故等)

- (1)主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業 務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団 体(以下、本条において主催者らという)は、本展示 会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発 生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・ 提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならび に展示会来場者を含む被った損害(各自の所有物の破 損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害) について-
- 切の責任を負いません (2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、 会場案内図、Web 掲載情報、プロモーション用資料等 一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について 一切の責任を負いません。
- (3)出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・ 提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、 故意又は過失により、火災、盗難、その他一切の事故・ 事象を生じさせ主催者又は展示会来場者を含む第三者 に損害 (所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆ る損害)を負わせた場合には、直ちに一切の損害を賠 償するものとします。

### 第27条(個人情報の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコー ド等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人 情報については、出展者における個人情報保護に関する 規則に基づき管理するものとする。

#### 第28条(管轄裁判所) 本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたと きは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

るものとします。

**第29条(進拠法)** 本契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われ

改定 2021年11月2日